

○泉佐野市附属機関条例

平成12年12月25日

泉佐野市条例第34号

改正 平成13年3月31日泉佐野市条例第1号

平成14年3月29日泉佐野市条例第6号

平成14年12月25日泉佐野市条例第44号

平成16年3月29日泉佐野市条例第2号

平成17年9月29日泉佐野市条例第28号

平成18年3月29日泉佐野市条例第3号

平成18年12月21日泉佐野市条例第35号

平成20年8月22日泉佐野市条例第23号

平成21年3月27日泉佐野市条例第1号

平成22年9月30日泉佐野市条例第24号

平成23年3月18日泉佐野市条例第3号

平成25年3月27日泉佐野市条例第2号

平成25年6月28日泉佐野市条例第27号

(設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり附属機関を設置する。

(報酬及び費用弁償)

第2条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(委任)

第3条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる従前の附属機関は、この条例の規定に基づく附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

(1) 泉佐野市原子力問題対策協議会

(2) 泉佐野市総合計画策定審議会

- (3) 泉佐野市情報公開審査会
- (4) 泉佐野市個人情報保護審査会
- (5) 泉佐野市特別職報酬等審議会
- (6) 泉佐野市非常勤職員公務災害補償等認定委員会
- (7) 泉佐野市非常勤職員公務災害補償等審査会
- (8) 泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会
- (9) 泉佐野市環境衛生審議会
- (10) 泉佐野市住居表示審議委員会
- (11) 泉佐野市介護保険運営協議会
- (12) 泉佐野市地区計画審査会
- (13) 泉佐野市都市景観審議会
- (14) 泉佐野市立学校通学区審議会
- (15) 泉佐野市立生涯学習センター運営審議会
- (16) 泉佐野市文化財保護審議会
- (17) 泉佐野市社会体育施設運営審議会

2 この条例の施行の際現に前項に掲げる従前の附属機関の委員である者は、この条例の規定に基づく附属機関の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、従前の附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 次に掲げる従前の附属機関の委員である者の任期は、この条例の施行の日の前日に満了する。

- (1) 泉佐野市社会福祉審議会
- (2) 泉佐野市営住宅問題審議会
- (3) 泉佐野市立歴史館いずみさの運営協議会
(泉佐野市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 泉佐野市特別職報酬等審議会条例(昭和39年泉佐野市条例第44号)
- (2) 泉佐野市住居表示審議委員会条例(昭和40年泉佐野市条例第8号)
- (3) 泉佐野市総合計画策定審議会条例(昭和43年泉佐野市条例第4号)
- (4) 泉佐野市原子力問題対策協議会条例(昭和47年泉佐野市条例第2号)
- (5) 泉佐野市社会福祉審議会条例(昭和48年泉佐野市条例第21号)
- (6) 泉佐野市環境衛生審議会条例(昭和51年泉佐野市条例第8号)

- (7) 泉佐野市営住宅問題審議会条例(昭和53年泉佐野市条例第12号)
- (8) 泉佐野市立学校通学区審議会条例(昭和57年泉佐野市条例第24号)
- (9) 泉佐野市社会体育施設運営審議会条例(平成11年泉佐野市条例第9号)

附 則(平成13年3月31日泉佐野市条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日泉佐野市条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月25日泉佐野市条例第44号)

この条例中別表アの改正規定は公布の日から、別表イの改正規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日泉佐野市条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月29日泉佐野市条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条第2項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月29日泉佐野市条例第3号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日泉佐野市条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第3条の規定による改正前の泉佐野市宅地造成事業の設置等についての条例第5条の規定、第4条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与についての条例第1条第3号及び別表収入役の項の規定、第6条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの退職手当についての条例第1条及び第3条第1項第3号の規定、第7条の規定による改正前の泉佐野市附属機関条例別表アの6の項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年8月22日泉佐野市条例第23号)

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日泉佐野市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年9月30日泉佐野市条例第24号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日泉佐野市条例第3号)抄
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日泉佐野市条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日泉佐野市条例第27号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

別表(第1条関係)

ア 市長の附属機関

	名称	担当事務	委員定数
1	泉佐野市原子力問題対策協議会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)の適用を受ける施設(熊取町設置)の平和利用と安全の確保を図るために必要な事項の調査審議に関する事務	20人
2	泉佐野市総合計画策定審議会	総合計画についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
3	泉佐野市行財政改革推進委員会	行財政改革の推進について必要な事項の調査審議に関する事務	20人
4	泉佐野市情報公開審査会	泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第15条第1項に規定する不服申立てについての調査審議及び情報公開制度に係る事項についての答申に関する事務	5人
5	泉佐野市個人情報保護審査会	泉佐野市個人情報保護条例(平成11年泉佐野市条例第28号)第6条第3項ただし書、第7条第3項ただし書、第10条	5人

		第4項、第23条、第32条及び第33条第1項に規定する事項についての調査審議並びに個人情報保護制度に係る事項についての答申に関する事務	
6	泉佐野市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額についての調査審議に関する事務	7人
7	泉佐野市非常勤職員公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等についての条例(昭和42年泉佐野市条例第34号)第3条第3項に規定する公務又は通勤により生じた災害の認定に係る意見の答申に関する事務	5人
8	泉佐野市非常勤職員公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等についての条例第18条第2項に規定する不服申立ての審査等に関する事務	3人
9	泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会	部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項の調査審議に関する事務	20人
10	泉佐野市環境衛生審議会	環境衛生についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
11	泉佐野市住居表示審議会	住居表示についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
12	泉佐野市介護保険運営協議会	介護保険事業の運営についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
13	泉佐野市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害についての事項の調査審議に関する事務	7人
14	泉佐野市保健対策推進協議会	市民の健康づくりの方策その他地域保健についての事項の調査審議に関する事務	20人
15	泉佐野市地区計画審査会	泉佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成12年泉佐野市条例第17号)第13条第2項の同意を求められた事項の調査審議に関する事務	7人
16	泉佐野市都市景観審議会	都市景観の形成について必要な事項の調査審議に関する事務	15人

17	削除		
18	泉佐野市立市民交流センター運営審議会	市民交流センターの運営についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
19	削除		
20	泉佐野市地域福祉計画策定審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
21	削除		
22	泉佐野市廃自動車認定委員会	泉佐野市放置自動車の適正処理に関する条例(平成17年泉佐野市条例第28号)第12条に規定する廃自動車の認定についての調査審議に関する事務	10人
23	泉佐野市退職手当審査会	職員の退職手当についての条例(昭和42年泉佐野市条例第18号)第14条の7第1項に規定する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事務	5人

イ 教育委員会の附属機関

	名称	担当事務	委員定数
1	泉佐野市教育問題審議会	教育行政における諸問題についての重要事項の調査審議に関する事務	12人
2	泉佐野市文化財保護審議会	文化財その他の歴史資料の保存及び活用についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
3	泉佐野市立学校教科用図書選定審議会	市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択についての事項の調査審議に関する事務	15人
4	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画審議会	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画について必要な事項の調査審議に関する事務	10人